

## 補助対象財産の転用等の弾力化について

(資料目次)

- 補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

(平成20年4月10日 補助金等適正化中央連絡会議決定事項)

- 参照条文

- 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(抄)

平成20年5月 財務省

## 補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

### 記

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもつて国の承認があつたものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・賃付の場合に国庫納付を求めるなど、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めるなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 二 概ね十年経過前であつても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。

(参照条文)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

- 第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
  - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

#### 4 国民・住民本位の地方分権改革

##### (4) 国庫補助負担金改革

###### ② 補助対象財産の転用等

国庫補助事業等の補助対象財産の財産処分（補助目的外への転用、譲渡、取壊し等）に対する制限を巡っては、これまでの審議過程において、地方から様々な支障事例が示されるなど、改善を求める声は強い。

補助金適正化法は、補助対象財産について処分制限期間（注）を経過していない場合でも、各府省の長の承認がある場合には財産処分を容認しており、これに基づいて承認基準の弾力化や手続の簡素化が進められてきている。

しかしながら、当委員会の調査結果によると、事後の報告・届出等をもって承認があったものとみなす取扱いの適用にばらつきがあり、また、転用・譲渡等における用途や相手先が強く制限されるなど、措置状況は十分とはいえない。

(注) 処分制限期間を経過すると、国の承認の有無にかかわらず、財産処分が可能となる。

経済社会情勢の変化や地域活性化の観点等を踏まえた地域の創意工夫に対応するため、また既存ストックの効率的な活用のためにも、財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保するうえで必要最小限にとどめるように改め、また、手続の簡素化をはかるべきである。このため、以下の措置を講じる必要がある。

ア 各府省においては、以下を前提として、財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すべきである。

・ 一定期間（注）経過後の財産処分については、事後の届出・報告等をもって国の承認があつたものとみなし、国庫納付を求めないことを原則とする。

その際、転用・譲渡等における用途や相手先については、差別的な取扱いをしないことを原則とする。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合や、国庫補助金等を受けて同種施設を整備する場合には国庫納付を求めるなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

(注) 前述の調査結果によると、10年、処分制限期間等の1/5といった期間を定めている例がみられる。

・ 一定期間経過前であっても、災害による財産の損壊等、補助事業者の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生といった施策に伴う統廃合等の財産処分については、特に十分配慮する。

イ 各府省が定める処分制限期間についても、補助目的を十分に勘案し、更なる短縮化を検討すべきである。